

函館市立地適正化計画

将来にわたって豊かで快適な
「歩いて暮らせるコンパクトなまち」

平成30年3月策定
令和 6年3月改定



－ 目 次 －

序章 立地適正化計画制度の概要

- 序-1 立地適正化計画とは 1
- 序-2 立地適正化計画に定める事項 1

第1章 計画策定の必要性等

- 1-1 立地適正化計画策定の必要性 2
- 1-2 計画の位置づけ 2
- 1-3 計画の対象区域 3
- 1-4 計画の期間 3

第2章 都市構造の現状と課題

- 2-1 人口の動向 4
- 2-2 土地利用の動向 8
- 2-3 生活利便施設の立地状況 10
- 2-4 公共交通の利用者の動向 14
- 2-5 経済活動の動向 15
- 2-6 市の財政状況 18
- 2-7 自然災害区域の状況 19
- 2-8 都市構造の評価 21
- 2-9 都市構造上の課題 22

第3章 市民のまちづくりに関する意識

- 3-1 アンケート調査の概要 23
- 3-2 調査結果 23

第4章 立地適正化計画

- 4-1 立地の適正化に関する基本的な方針 26
- 4-2 居住誘導区域 29
- 4-3 都市機能誘導区域 33
- 4-4 公共交通ネットワーク 41
- 4-5 防災指針 42

第5章 計画の評価

- 5-1 推進に向けた取組 53
- 5-2 評価指標と目標値 54

第6章 届出制度

- 6-1 居住誘導区域外における事前届出（3戸以上の住宅） 55
 - 6-2 都市機能誘導区域外における事前届出（誘導施設の立地） 55
 - 6-3 都市機能誘導区域内における事前届出（誘導施設の休廃止） 56
-